

会 議 記 録 (1)

会議名称	北本市下水道事業審議会（第2回）
開会及び閉会日時	令和元年10月18日（金） 午前10時から午前11時25分
開催場所	北本市役所 会議室3-B
議長氏名	秋葉清
出席委員（者）氏名	秋葉清、天沼一男、尾崎憲一、中村洋子、加藤陽一、毛呂一夫、多田邦彦
欠席委員（者）氏名	佐藤道子、小川政美
説明者の職氏名	嵐下水道課長、坂田下水道課業務担当主幹
事務局職員職氏名	大島都市整備部長、嵐下水道課長、坂田下水道課業務担当主幹、利根川下水道課主任、横塚下水道課主任
会議次第	<p>○北本市下水道事業審議会（第2回）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 諮 問 3 新規委員の照会 4 議 題 (1) 下水道事業の経営状況と下水道使用料改定の方針について 5 連絡事項 6 閉 会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・（資料1）北本市下水道事業審議会委員名簿 ・（資料2）下水道事業の経営状況と下水道使用料の改定の方針について ・（資料3）下水道事業の経営状況と下水道使用料の改定の方針について用語集 ・参考資料 平成30年度北本市公共下水道事業会計決算書

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	○北本市下水道事業審議会（第2回）
課長	1 開会
	（省略）
	市長挨拶
市長	（省略）
	2 諮問
市長	（省略）
	3 新規委員の紹介・挨拶
課長	（省略）
多田委員	（省略）
	会長挨拶
会長	（省略）
	（審議会規則第4条により会長が議長となる。）
事務局	【会議の公開について説明】
会長	説明のありました会議の公開についてはいかがでしょうか。
各委員	異議なし。
会長	異議がないようですので公開することとします。なお、本日は9名の
	委員のうち、7名の委員が出席していますので、審議会規則第5条第
	2項に照らして、会議が成立していることを御報告します。では傍聴
	人の入室を許可してください。
	傍聴人入室
	4 議 題
	（1）下水道事業の経営状況と下水道使用料改定の方針について
会長	議題の下水道事業の経営状況と下水道使用料の改定の方針について、

会 議 記 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>【下水道事業の経営状況と下水道使用料改定の方針について説明】</p> <p>(省略)</p>
会長	<p>ただいまの説明について、質問、意見をお願いします。</p>
中村副会長	<p>二点ほどお聞きします。一点目は、他会計補助金の繰り入れについてです。下水道未整備地域に住む市民からの税金が、一部汚水処理費に充当され不公平が生じているということでした。調整区域の下水道の整備についてはどう考えているのでしょうか。</p> <p>二点目として、経費回収率100%を目指すという点です。値上げしたから採算が合い、100%回収できるようになるという考え方はいかがなものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>一点目の調整区域の下水道整備についてですが、下水道の事業計画の中で河川区域を除く区域の下水道を整備することとなっており、調整区域も入っております。ただし下水道事業を存続する上で、調整区域につきましては、例えば合併浄化槽の活用で代替していく等、整備の方法について検討をしていく可能性があります。北本市の場合は流域下水道を利用しており、流域管内の市とも協議しながら、最終的には埼玉県と協議して整備を進めていくことになるかと考えております。</p> <p>二点目の使用料対象経費回収率100%についてですが、公営企業として下水道使用料で汚水処理費は賄うこととなっております。しかしながら現在は、他会計補助金ということで、一般会計から補助金を繰り入れて事業が成り立っている状況にあります。汚水処理費につきましては、使用者負担が原則となっており、市といたしましても使用料対象経費回収率100%を求めていきたいと考えます。ます。現在は70%程度の回収率ですが、それを一気に100%の回収率となると</p>

会 議 記 録 (4)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
中村副会長	<p>市民生活に大きな影響を与えると考えます。そのため段階的に、例えば今回80%として見直しをし、それをまた検証する等、適宜100%回収率に至るまでの回収率や期間を検討しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>調整区域については、流域で検討し、合併浄化槽等の方法も考えているということは理解しました。小規模でも分譲住宅を作る業者は、建築費や土地代等の個別の単価に本下水も入れて運営しているという状況があり、工事費を市が負担しなくてもできるという場合もあるということを加味しての使用料の計算なのでしょうか。</p>
事務局	<p>使用料につきましては、新規の施設を作っていくというお金は入っていません。汚水処理費は、汚水をきれいな水に変えるという経費になります。</p>
中村副会長	<p>老朽管の取替え、台風による突発的な破損に対する費用はここからはでないということなのですか。それとも使用料に加味されてストックされていくということなのでしょうか。</p>
事務局	<p>使用料の中で老朽管等の費用に対応できればいいのですが、今回の使用料改定につきましては、まず汚水処理費に充てたいと考えています。公営企業ですので、多少の利益が出てきます。それを将来に向けて建設改良費や企業債の償還金に充てるような積立をしていきたいと考えています。</p>
毛呂委員	<p>基本的に公共の料金は、100%回収を目指すのではなく、市の財政から補助が出るのが妥当であると考えます。100%を目指すのではなくて、80～85%等の回収率として支払いができるように、市民生活が健全に営まれるようなレベルで期間を設けてやるのが妥当だと</p>

会 議 記 録 (5)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>思います。また、経費削減の努力を進めながらと資料に書いてありますが、経費削減の努力についてどのような努力をしているのですか。</p> <p>経費削減については、先ほどの説明のとおり不明水対策があります。汚水以外に雨水と地下水が実際には汚水として処理されています。年間3,500万円程度となる不明水への対策の効果は高いと考えております。対策としましては、雨水が入らないように処理をし、地下水については管の老朽化で流入してしまうことがあるため管の維持管理を行っております。また、こういった対策を定期的に行っているということを広報していくことも重要と考えております。</p>
毛呂委員	<p>公共料金を上げるということは、市民からすれば何でだという気持ちになります。一般企業でも改善改良を重ねて原価を作り出して販売していきます。これだけ経費削減の努力をしているが、それでも足りないために使用料をこの期間で上げなければならないところを広報して欲しいです。広報きたもとを読んでいます。目立ったPRがなく、緊急時だからやらなければいけないというのをわかりやすくPRしてもらいたいと思います。</p>
尾崎委員 事務局	<p>目標が令和14年に設定されていますが、この根拠はありますか。</p> <p>下水道管の耐用年数が50年となっております。北本市は、昭和56年より下水道を供用開始しており、令和14年が耐用年数の50年にあたります。50年になったからといってすぐに管渠が壊れるということではないとは考えていますが、50年を迎えるまでに経営の安定化を図りたいということです。</p>
尾崎委員 事務局	<p>それは、県からそのような話があるのですか。</p> <p>これについては、それぞれの自治体の考えで決まってくると思います。一気に</p>

会 議 記 録 (6)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>100%に値上げするという自治体もあるとは思いますが、北本市では、市民生活への影響も考慮し急激な上昇を避け、13年程かけまして目標の使用料まで値上げしていこうと考えております。</p>
尾崎委員	<p>一気に値上げを行った自治体がありますか。鴻巣市はどうですか。</p>
事務局	<p>近隣の自治体にはありません。</p>
加藤委員	<p>下水道使用料の徴収率についてはどうですか。</p>
事務局	<p>徴収率については、99%となっております。</p>
天沼委員	<p>下水道供用開始区域の中で未整備、下水道への切り替えをしていない人はいるのでしょうか。</p>
事務局	<p>公共下水道を利用できる区域610haの中で接続率は99%です。</p>
	<p>1%はつないでおりません。切り替えにつきましては、広報活動を通じて御案内している状況です。</p>
多田委員	<p>他市の状況を補足しますと、調整区域ではメリットがない、費用がかかるという点から合併浄化槽のままのエリアがあるところがあります。管の耐用年数については、やはり50年と言われており、埼玉県におきましても改修を進めております。県としましては、今の処理場が昭和56年より供用を開始しており、北本市と同様に設備の改修を進めております。北部流域におきましては、利用率の低い市町村については広報を通じて普及率をあげるようお願いし、施設の改修については新技術の導入、費用対効果をみながらの設備改修を進めております。50年という耐用年数につきましては、利用率が少ない管については状況をみながら改修の期間を考え、改修の費用を軽減していこうとしている状況であります。</p>
天沼委員	<p>流域下水道の汚水処理単価は、県内で算出の仕方は同じなのですか。</p>

会 議 記 録 (7)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
多田委員	負担金の単価は、流域下水道ごとに異なっています。
天沼委員	荒川左岸北部流域下水道の方が安いということですか。
多田委員	若干、安いです。例えば荒川上流流域下水道に比べては、だいぶ金額に差があり、倍近くなっております。県の議会でも単価については同一単価のほうが良いのではないか等の話はされますが、利用者負担という話の中では一番効率的な流域ごとで単価を設定しております。
天沼委員	水道の県の受水単価でも差があり、市民の理解を得ることが難しかった経験から、何年か後に統一の単価になる等、安い方にならしていただければ、料金の底上げが多少でも抑えられるのかなと思いましたが。
多田委員	単価設定は、公平性の観点より設定させていただいております。
加藤委員	流域下水道に接続しているのは何か所ですか。
事務局	4か所です。
加藤委員	流量について、雨水分のマイナスがあったりするのですか。
多田委員	ありません。
事務局	次回に、今回の資料を基に料金表等の検討をしていただく予定になっております。その方向でよろしいですか。
会長	いかがですか。
毛呂委員	回収率については100%を目標にしては駄目だと思います。公共料金だから補てんをしなくては駄目です。85~90%で改定の案を立ててもらえば良いと思います。100%を目標にした試算では駄目です。不明水を完璧に抑え込めないのであれば駄目です。100%を目指した場合、最終的には1,200円の値上げになります。市民生活を考えた場合にそれをやってはいけないと思います。

会 議 記 録 (8)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	市の一般会計からの繰り入れには2通りあり、基準で定められた繰り入れと赤字を補てんする繰り入れがあります。事業の補てんについては、市からの持ち出しではなく、使用者負担で賄っていかないと公営企業としての経営が成り立っていかないと考えます。
毛呂委員	受益者負担という考え方はわかります。上げてはいけないとは言っていない。しかし、上げる幅ともっていき方が良いとは言えないのではないかとことです。不明水への様々な対応がわかるように、お知らせして欲しい。今の状態では、不明水に対する対応が伝わってこない。だから、100%を目標というのは削除してもらいたい。今は、70%台だからもう少し上げていこうとかそういう話であれば話になるが、突然100%目標というのはいかがなものか。厳しい台所事情は聞いていればわかりますが、原則だからという理由で100%目標というのは、良いとは言えません。
会長	では次回、100%回収目標にするのかを慎重に考えて下さい。また、不明水についての説明もお願いします。
事務局	次回、当面の目標の80%回収のシミュレーションを作成させていただくことでよろしいでしょうか。
会長	はい。それでは、本日の議題を終了し、事務局にお返しします。
事務局	5 連絡事項 次回審議会について、令和元年12月24日(火)午後2時からを予定しております。
事務局	6 閉 会
中村副会長	これをもって、会議を閉会とします。
議事の内容を末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 令和元年10月30日 会長 秋 野 清	